

情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	3

令和7年5月13日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年5月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	奥久慈交通株式会社（法人番号：6050001026728） 代表者 阿久津 修二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常陸大宮市石沢1590-1 (本社営業所) 茨城県常陸大宮市石沢1590-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月13日及び令和6年12月20日、新規許可を受けたことによる監査を実施。3件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督実施記録の記載不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2) 事業の健全な発達を阻害する競争(道路運送法(以下「運送法」)第30条第2項)、(3) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年5月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年5月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社さくら (法人番号: 5060001008065) 代表者 滝田 伸介
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県那須烏山市神長344-1 (本社営業所) 栃木県那須烏山市神長344-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月7日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年5月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年5月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	奥久慈交通株式会社 (法人番号: 6050001026728) 代表者 阿久津 修二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常陸大宮市石沢1590-1 (本社営業所) 茨城県常陸大宮市石沢1590-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月13日及び令和6年12月20日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督実施記録の記載不備(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年5月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年5月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社スマイルコーポレーション (法人番号: 3030001067289) 代表者 馬場 由美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県越谷市レイクタウン1-18-19 (茨城営業所) 茨城県坂東市小泉982-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和6年10月8日及び令和7年1月15日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)